

朝倉市魅力発信アンバサダー設置要綱

(設置)

第1条 朝倉市の魅力をソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等を活用して広く情報発信し、市の知名度の向上及びイメージアップを図るため、朝倉市魅力発信アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 アンバサダーは、市に深い理解と愛着を持ち、かつ、SNS等において多数のフォロワーを有する等情報発信力を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市にゆかりのある著名人
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 アンバサダーの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱されたアンバサダーの任期は、委嘱された日の属する年度の3月31日までとする。

(解嘱)

第4条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、アンバサダーを解嘱することができる。

- (1) アンバサダーから辞任の申出があったとき。
- (2) アンバサダーとしてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) アンバサダーの職務を遂行することができなくなったと認められるとき。

(活動)

第5条 アンバサダーは、得意とする分野を中心に、市の魅力・情報発信等のPR活動を行うものとする。

(謝礼)

第6条 アンバサダーの謝礼は、予算で定めるところによるものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、アンバサダーの活動に資するため、市政情報、観光情報、文化情報その他必要な情報を随時提供するものとする。

(庶務)

第8条 アンバサダーに関する庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。